

整理番号	154
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証 拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	磐田国際姉妹都市協会 会費		
年月日	平成 30年 5月 27日～平成 年 月 日	金額	3,000 円

会の趣旨・目的	磐田市民と広く世界の人々との友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ、産業経済等の広範な国際交流を推進し、国際時代にふさわしい磐田市の発展に寄与するとともに、世界平和に貢献することを目的とする。
会の活動内容等	① 諸外国の各団体との友好関係の促進 ② 国際交流に関する事業の計画と推進 ③ 国際交流団体との連携及び情報交換 ④ 国際交流に関する調査研究 ⑤ 国際交流に関する広報啓発事業の計画及び実施 ⑥ その他目的達成に必要な事業
政務活動・県政との関連性	地域外交を実践する団体に加入して地域外交上の課題を勉強し、県地域外交の施策に反映させる

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000 円	100 %	3,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収証

三ッ谷 金 秋 様

No. _____

金額									
			4	3	0	0	0		

収 入
印 紙

内 訳

現金 _____

小切手 _____ /

手 形 _____ /

但 個人会費として

2009年 5 月 27 日 上記正に領収いたしました

磐田国際姉妹都市協会
会長 田中けい子

係印

磐田国際姉妹都市協会規約

(名称)

第1条 この会は、磐田国際姉妹都市協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協会の事務局は、磐田市役所に置く。

(目的)

第3条 協会は、磐田市民と広く世界の人々との友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ、産業経済等の広範な国際交流を推進し、国際時代にふさわしい磐田市の発展に寄与するとともに、世界平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の掲げる事業を行う。

- (1) 諸外国の各団体との友好関係を促進するための事業
- (2) 国際交流に関する事業の計画及び実施
- (3) 国際交流団体との連携及び情報交換
- (4) 国際交流に関する調査及び研究
- (5) 国際交流に関する広報啓発事業の計画及び実施
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 協会の会員は、第4条の目的に賛同するものをもって構成する。

2 協会の会員の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員
- (2) 家族会員（但し、同居の家族に限る。）
- (3) 団体会員
- (4) 賛助会員

3 個人会員、家族会員及び団体会員は、専門部会に所属することができる。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 理事（会長、副会長及び会計を含む。） おおむね20人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。

2 会長は、協会を代表し、会務を総理するとともに、理事会及び総会の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(理事)

第8条 理事は、会員の中から会員の推薦により選出する。

2 理事は、理事会において協会の運営について審議する。

(会計)

第9条 会計は、会長が理事会に諮って、理事の中から指名する。

2 会計は、協会の会計を掌る。

(監事)

第10条 監事は、理事会において会員の中から選出する。

2 監事は、協会の会計その他の事務を監査する。

(顧問)

第11条 協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 各種団体選出の役員の任期は、前項の規定にかかわらず各種団体の任期に準ずる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第13条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長または理事会が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、会員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 規約の制定、改廃に関すること。

(2) 役員の承認に関すること。

(3) 事業計画、予算及び決算に関すること。

(4) その他重要と認められること。

(理事会)

第14条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めたとき招集する。

3 会長は、理事会に必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

4 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(専門部会)

第15条 会長は、協会の事業又は運営を円滑に推進するため、専門部会を置く。

2 専門部会については、別に定める。

(会議の議決)

第16条 会議の議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第17条 協会の経費は、会費、補助金及びその他収入をもって充てる。

2 協会の会費については、別に定める。

(会計年度)

第18条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って別に定める。

附 則 (平成5年5月29日議決)

1 この規約は、総会の議決の日から施行する。

2 協会の役員は、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規定にかかわらず別表のとおりとし、その任期は第12条第1項の規定にかかわらず平成6年3月31日までとする。

3 改正前の磐田国際都市友好協会(以下「改正前の規約」という。)の規定により選出された役員の任期は、改正前の規約第10条第1項の規定にかかわらず平成5年度の最初の総会の日までとする。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年6月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年7月10日から施行する。

磐田国際姉妹都市協会規約細則・運営規定

(趣旨)

第1条 磐田国際姉妹都市協会規約運営は、協会規約によるもののほか、この細則及び運営規定によるものとする。

(会費)

第2条 会費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会費 年額 3,000円
- (2) 家族会費 年額 4,000円
- (3) 団体会費 年額一口 5,000円
- (4) 賛助会費 年額一口 10,000円

(会計)

第3条 会計は、会計報告書を作成し、理事会に半期ごとに提出する。

(手当)

第4条 下記の役員等に、燃料、通信費等の手当を支給する。

- (1) 正・副会長 各々 年額 10,000円
- (2) 会計・事務局長 各々 年額 10,000円

(慶弔費)

第5条 慶弔費は正・副会長協議の上、贈るものとする。

(細則・運営規定の制定及び改廃)

第6条 この細則・運営規定の制定及び改廃は、磐田国際姉妹都市協会の理事会で審議決定し、総会において報告する。

附 則

この細則は、平成5年5月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年6月20日から施行する。

附 則

この細則・運営規定は、平成20年6月22日から施行する。

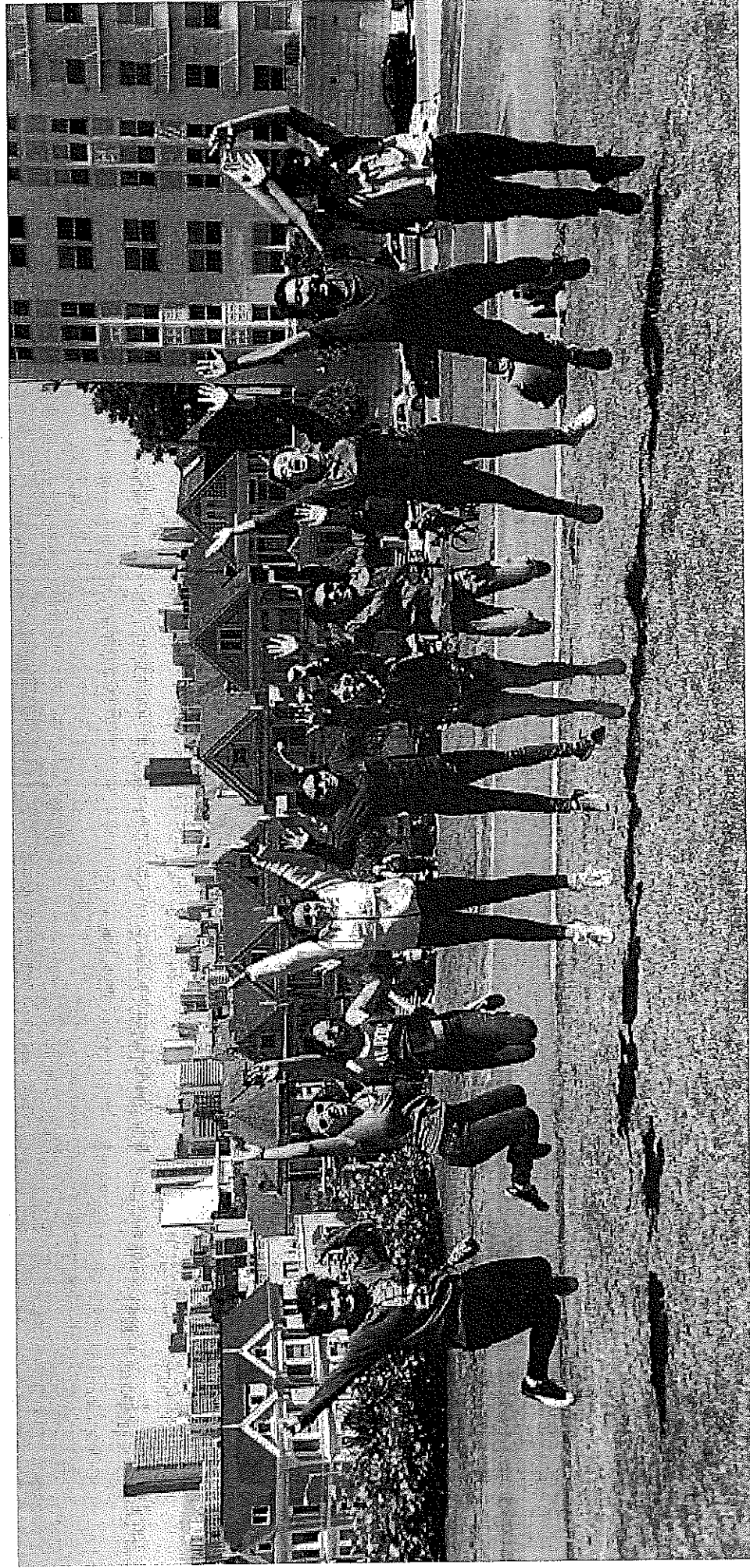
附 則

この細則・運営規定は、平成29年4月1日から施行する。

磐田国際姉妹都市協会

TEL.0538-37-4801

磐田市国府台3-1 磐田市秘書広報課



▶ ホーム

事業案内

設立・目的・事業概要

- > 会員資格
- > 交換学生派遣
- > 英会話教室
- > 広報活動
- > 会員の交流
- > 提携都市
- > SCAI NEWS

お知らせ

2015年
ホームページをリニューアル

お問い合わせ

設立

1975年12月、海外への関心が高まる中、姉妹都市関連諸事業を推進する母体として「磐田国際姉妹都市協会」が設立されました。

目的

協会は磐田市民と広く世界の人々との友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ、産業経済等の広範な国際交流を推進し、国際時代にふさわしい磐田市の発展に寄与すると共に、世界平和に貢献することを目的としています。

事業概要

1. 諸外国の各団体との友好関係を促進する為の事業
2. 国際交流に関する事業の計画及び情報交換
3. 国際交流団体との連携及び情報交換
4. 国際交流に関する調査及び研究
5. 国際交流に関する広報啓発事業の計画及び実施
6. その他目的を達するために必要な事業

磐田市国府台3-1 磐田市秘書広報課

TEL.0538-37-4801



[概要](#) | [プライバシーポリシー](#) | [Cookieポリシー](#) | [サイトマップ](#)




磐田国際姉妹都市協会 Copyright © 2014 Sister City Association of Iwata All Rights Reserved.



<https://jp.jimdo.com>

[ログイン](#)

整理番号 155

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)


経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内容	ふじのくに県民クラブ、静岡市議員団との会議

年月日	平成30年12月2日~平成 年 月	金額	2360円
-----	-------------------	----	-------

目的	静岡県議団との打ち合わせ、意見交換
使途	東名高速利用料
政務活動・ 県政との 関連性	県の重要施策を静岡市に活かすため議員団会議を行う

《領収書貼付枠》


ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 袋井
料金所(至) 静岡

18年12月 2日
9時28分


割引前料金 ￥1,690-
割引△ ￥510-
通行料金 ￥1,180-
(ETC/レゾット)
車種 1

取扱番号
A14812-025514-116637 

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

019


ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 静岡
料金所(至) 袋井

18年12月 2日
12時 7分

割引前料金 ￥1,690-
割引△ ￥510-
通行料金 ￥1,180-
(ETC/レゾット)
車種 1

取扱番号
A14812-025514-118039 

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

019

按分の理由・	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2360円	/	2360円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	156
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支 出 証 拠 書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三 ツ 谷 金 秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	事務用のり購入代金		
年 月 日	平成 30 年 12 月 3 日~平成 年 月	金 額	260 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

マナの健康ステーション
LAWSON

磐田福田店
静岡県磐田市福田2024
電話：0538-55-0909
2018年12月3日(月) 14:54
ID: #1 58150 責

【領収書修正】

スティックワイドビットS
130 2個 260

合 計	¥260
(内消費税等	¥19)
点 数	2個

上記正に領収いたしました

お預り合計	¥260
お 金 釣	¥0

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	260 円	/	260 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 157

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺)
----	-------	------	-------	------	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	平成30年12月5日~平成 年 月 日	金額	2,983 円

目的	政務活動に必要な新聞購読料									
使途	(12月分) 静岡=中日新聞									
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動に必要な情報を収集し、議会对応や県政運営に役立てる。									
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>4.30-11-27</td> <td>BF</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">*2,983 寺田新聞店</td> </tr> <tr> <td>5.30-11-30</td> <td>BF</td> </tr> <tr> <td>6.30-12-05</td> <td>BF</td> </tr> <tr> <td>7.30-12-27</td> <td>BE</td> </tr> </table>		4.30-11-27	BF	*2,983 寺田新聞店	5.30-11-30	BF	6.30-12-05	BF	7.30-12-27	BE
4.30-11-27	BF	*2,983 寺田新聞店								
5.30-11-30	BF									
6.30-12-05	BF									
7.30-12-27	BE									

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,983 円	100 %	2,983 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 158

決裁	会派代表者	(周本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(周本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 (政調ヒヤリング)		
年月日	平成30年12月13日~平成 年 月 日	金額	4,000 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・ <u>会派内調整打合せ</u> ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	<u>交通費</u> ・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ○ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書》

4381 政調ヒヤリング

56 領収書 No 51201250 窓口 No 102

領収書

三ツ谷金庫 株式会社

金額 ¥4,000円 (消費税等込み)

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

30年12月13日 東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましたありがとうございます

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

現金出納社員 磐田駅

磐田 ← 静岡

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,000 円	100 %	4,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 159

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞滞滞費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 (政務ヒヤリング)		
年月日	平成28年12月13日~平成 年 月 日	金額	690 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<p>《領収書貼付枠》</p> <p style="text-align: center;">H28 政務ヒヤリング</p> <p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p>現・チ・ク・割引 No. 5010</p> <p>日付 2018年12月13日</p> <p>車番 000148 0000</p> <p>基本運賃 ¥690円</p> <p style="text-align: right;">合計 ¥690円</p> <p>上記の様に領収致しました</p> <p style="text-align: center;">アサヒ交通 (株)</p> <p>静岡市葵区南瀬名町22-45</p> <p>054-262-1212</p> <p>毎度ご乗車ありがとうございます</p> <p style="text-align: right; font-size: 2em;">静岡駅→県庁</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	690 円	100 %	690 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 160

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

7 8 0 - 0 0 2

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三 ツ 谷 金 秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	複写機リース代 (12月分)		
年 月 日	平成 30年 12月 14日~平成 年 月 日	金 額	13,608 円

目 的	政務活動を行うための複写機のリース
使 途	(12月分) 複写機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

政務活動費充当額
13,230 円 + 振込手数料 378 円 = 13,608 円

13	30-10-16		
14	30-11-02		
15	30-11-12		
16	30-11-16		
17	30-11-16		
18	30-11-30		
19	30-12-06		
20	30-12-10		
21	30-12-14	キヤノンリース	13,608
22	30-12-14		
23			
24			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	13,608 円	100 %	13,608 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	161
------	-----

決裁	会派代表者	(本)	経理責任者	(田)	経理担当者	(本)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 8 2 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三 ツ 谷 金 秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	平成 30年 12月 14日~平成 年 月 日	金 額	150,594 円

目 的	政務活動を補助する職員を雇用
使 途	(12月分) 給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与・手当	150,000 円
振込手数料	594 円
合 計	150,594 円

13	30-10-16		
14	30-11-02		
15	30-11-12		
16	30-11-16		
17	30-11-16		
18	30-11-30		
19	30-12-06		
20	30-12-10		
21	30-12-14		
22	30-12-14	¥153	150,594
23			
24			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	150,594 円	100 %	150,594 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

給与支払明細書

平成30年12月分

氏名



給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
円 150000	円 0	円 150000	円	円	円	円 150000
					受領印	
					受領日	12月14日

雇用実績表

12月分	氏名	
------	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	土		5	運転手・記帳・政務一般。以下同じ
2	日		5	
3	月		5	
4	火	休み		
5	水		5	
6	木		5	
7	金		5	
8	土		5	
9	日		5	
10	月		5	
11	火	休み		
12	水		5	
13	木		5	
14	金		5	
15	土		5	
16	日		5	
17	月		5	
18	火	休み		
19	水		5	
20	木		5	
21	金		5	
22	土		5	
23	日		5	
24	月		5	
25	火	休み		
26	水	休み		
27	木		5	
28	金		5	
29	土		5	
30	日		5	
31	月			
計	(A)	125	(B)125	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30年 12月 31日

ふじのくに県民クラブ 三ツ谷金秋



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

② (B) [時間 分] × 単価 [円] = 円

②総支給額 [150000 円] × (B) / (A) = 150000 円

*証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 162

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 (知事、予算申入れ)		
年月日	平成30年12月19日~平成 年 月 日	金額	4,690 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・ <u>地元要望活動</u> ・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	<u>交通費</u> ・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
《領収書貼付枠》	

領収書

2018年12月19日
車両番号 0145
運賃 ¥690円

合計 ¥690円

静岡県
中部個人タクシー協同組合
静岡支部

☎ 054-261-5091

桜井タクシー

122 102
領収書No 窓口No
領収書
51201250
金額 ¥4,000円
「消費税等込み」
但し、乗車券類として

30年12月19日
東海旅客鉄道株式会社
上記金額確かに領収致しました
ご利用いただきありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済



現金出納社員

齋田 敬

↑ 静岡駅 → 県庁

↑ 磐田 ↔ 静岡

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,690 円	100 %	4,690 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 163

決裁	会派代表者	(印) 橋本	経理責任者	(印) 田内	経理担当者	(印) 寺本
----	-------	--------	-------	--------	-------	--------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内容	静岡県水産振興協議会勉強会

年月日	平成 30 年 12 月 20 日~平成 年 月	金額	4000 円
-----	--------------------------	----	--------

目的	振興協議会と議員団との勉強会
使途	旅費
政務活動・ 県政との 関連性	当面する諸問題の現状確認と水産業界県へのの要望を県施策に反映する。

領収書

領収書 No 129
窓口 No 102

領収書

金額 ¥4,000円
[消費税等込み]

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

30年12月20日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納付につき古屋中村 務務承認

現金出納社員

磐田駅

磐田 ↔ 静岡

按分の理由・ 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4000 円	100%	4000 円

整理番号	164
------	-----

決裁	会派代表者	(本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
----	-------	-----	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内容	静岡県水産振興推進協議会

年月日	平成 30 年 12 月 20 日~平成 年 月	金額	5000 円
-----	--------------------------	----	--------

目的	水産施策に関する勉強会
使途	懇話会 参加会費
政務活動・ 県政との 関連性	水産関係団体との、当面する諸問題の現状確認と業界要望を県施策に反映する。

《領収書貼付枠》

按分の理由・	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5000 円	100%	5000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

県議会議員 三ツ谷金秋 様

金 5, 0 0 0 円也

但し、会議費として

平成30年12月20日

静岡県水産振興推進協議会





静漁連漁第149号
平成30年11月1日

静岡県議会議員
三ツ谷 金 秋 様

静岡県水産振興推進協議会
静岡県漁業協同組合連合会
代表理事会長 藪田 国 之
静岡県水産振興推進協議会
会長印

水産施策に関する勉強会及び懇談会の開催について

霜降の候 貴殿には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

本県水産業の振興につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では漁協系統組織の将来に向けた発展に資するため、様々な課題への取り組みを行っております。

つきましては、今般、県との情報交換の場を設け、各位に本県水産業界が当面する諸問題の現状をご理解ご認識頂き、併せて水産業界団体代表との懇談の場を下記のとおり計画させて頂きましたので、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご来駕賜りますようご案内申し上げます。

おって、準備の都合上、貴殿のご都合を折返し事務局まで、お聞かせ下さるよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 水産施策に関する勉強会


日 時 平成30年12月20日(木) 午後5時00分より
場 所 静岡市葵区常磐町1-6-1
「求友亭」 TEL 054-252-0250

2. 懇談会

日 時 平成30年12月20日(木) 午後6時30分頃より
場 所 上記「勉強会」が終了次第、会場を同店別室に移し開催の予定
*会場準備等のため、開始時刻に多少変更が生じる場合も有りますのでご承知置き下さい。

追伸

当日は、調査政務活動費として5,000円をご負担頂きたいようお願い申し上げます。

事務局：県漁連指導部 
TEL 054-254-6011
FAX 054-253-9343

整理番号	165
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費
内容	県政資料郵送代

年月日	平成 30 年 12 月 20 日~平成 年 月	金額	1776 円
-----	--------------------------	----	--------

目的	県政に係る資料を県民に報告
使途	郵送代
政務活動・ 県政との 関連性	県の政策、定例会などの活動状況を報告

《領収書貼付枠》

D30-12-18			
D30-12-20		● 1,776	RL)コウノウセツ
D30-12-20			

按分の理由・ 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1776 円	100%	1776 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 166

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証 抛書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内容	静岡空港ターミナル、竣工記念式典

年月日	平成 30年 12月 22日 ~ 平成 年 月 日	金額	1080円
-----	---------------------------	----	-------

目的	静岡空港ターミナル、竣工記念式典に出席
使途	東名高速利用料
政務活動・ 県政との 関連性	県の重要施策である静岡空港の式典に参加し県民に報告する為。

<<領収書貼付枠>> ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 袋井 料金所(至) 相良牧之原 18年12月22日 8時32分 割引前料金 ¥770- 割引△ ¥230- 通行料金 ¥540- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A16812-226850-511135  本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/ にアクセスして下さい。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 相良牧之原 料金所(至) 袋井 18年12月22日 11時23分 割引前料金 ¥770- 割引△ ¥230- 通行料金 ¥540- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A16812-226850-512737  本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/ にアクセスして下さい。

按分の理由・	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,080円	100%	1,080円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 167

決裁	会派代表者	(西本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(西本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内容	中遠地域情勢懇談会

年月日	平成 30 年 12 月 26 日~平成 年 月	金額	2900 円
-----	--------------------------	----	--------

目的	商工会議所や商工会の意見などの情勢を把握
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	商工会や会議所の意見を県政の政策に反映する

《領収書貼付枠》

領 収 書

No.5506

日付、18年12月26日 22:35

車番 007454 800

基本運賃 ¥2770円

迎車料金 ¥130円

合計 ¥2900円

上記の通り領収致しました

次回も遠鉄タクシーのご利用をお待ち申し上げます。

ご注文/お問合せ/お忘れ物

遠鉄タクシー株式会社

末尾 1...浜松 053-412-7777

4...磐田 0538-32-7777




※車番の末尾数字をご覧ください。

磐田市内→自宅

按分の理由・	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2900 円	100%	2900 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 168

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチャキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

7 8 0 - 0 0 4


【 12 月分】 ^{12/28} (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・三ツ谷金秋)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	425	18 円× 425 km / km	7,650

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 三ツ谷金秋 

《領収書貼付枠》

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,650 円	100 %	7,650 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	169
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 8 0 - 0 0 5

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース代 (1月分)		
年 月 日	平成 30年 12月 28日~平成 年 月 日	金 額	80,194 円

目 的	政務活動を行うための自動車のリース
使 途	自動車リース料
政務活動・ 県政との 関連性	-

《領収書貼付枠》

リース料総額(93,749 円)から自動車重量税、自動車保険等政務活動費対象外経費を除いた 79,600 円に振込手数料 594 円を加えた 80,194 円を充当する。

13	30-10-16	
14	30-11-02	
15	30-11-12	
16	30-11-16	
17	30-11-16	
18	30-11-30	
19	30-12-06	
20	30-12-10	
21	30-12-14	
22	30-12-14	
23	30-12-28	トヨタリース 80,194
24	31-01-15	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである		/	
	80,194 円	100 %	80,194 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。